

# 第6期中間決算公告

平成18年12月27日

東京都港区赤坂一丁目6番16号  
株式会社東京スター銀行  
代表執行役頭取 タッド・バッジ

## 中間貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	106,810	預金	1,416,867
コールローン	8,810	外国為替	3
買入金銭債権	45,779	社債	23,000
商品有価証券	6	その他負債	39,436
金銭の信託	3,643	賞与引当金	1,114
有価証券	301,627	役員賞与引当金	708
貸出金	1,083,948	支払承諾	2,419
外国為替	384	負債の部合計	1,483,548
その他資産	14,555	(純資産の部)	
有形固定資産	11,342	資本金	21,000
無形固定資産	4,503	資本剰余金	19,000
繰延税金資産	13,000	資本準備金	19,000
支払承諾見返	2,419	利益剰余金	54,815
貸倒引当金	△20,648	利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	52,815
		繰越利益剰余金	52,815
		株主資本合計	94,815
		その他有価証券評価差額金	△164
		繰延ヘッジ損益	△2,016
		評価・換算差額等合計	△2,180
		純資産の部合計	92,634
資産の部合計	1,576,183	負債及び純資産の部合計	1,576,183

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（原価法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8年～50年

動産：2年～20年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております

8. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上

し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

9. 外貨建資産負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生し債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻懸念先及び下記 19. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、当中間期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 14,876 百万円であります。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 消費税及び地方消費税（以下消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額 3,413 百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 923 百万円、延滞債権額は 25,690 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）400 百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。

18. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 4 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,642 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 38,261 百万円であります。

なお、上記 17. から 20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. ローン・パーティシパシオンで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、76 百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、20,181 百万円あります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、393百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	24,162百万円
担保資産に対応する債務	
預金	274百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等40,481百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,186百万円であります。

24. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。

25. 1株当たりの純資産額 132,335円08銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2,880円44銭減少しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	483	1,015	531
債券	160,271	159,811	△460
国債	142,031	141,622	△409
地方債	609	602	△6
社債	17,630	17,586	△43
その他	87,294	87,100	△194
合計	248,049	247,927	△122

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。

なお、上記の評価差額から繰延税金資産112百万円を差し引いた額△164百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表上計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連会社等株式	
子会社・子法人等株式	5,020
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,337
社債(事業債)	44,602
その他の証券	1,739

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、137,010百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が105,031百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客

の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	10,119
繰延ヘッジ損失	1,383
賞与引当金損金算入限度額超過額	453
未払事業税	431
その他有価証券評価差額金	112
その他	500
繰延税金資産合計	13,000
繰延税金資産の純額	13,000 百万円

30. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は94,650百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

31. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 9.13% (国内基準)

## 中間損益計算書

(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	35,956
資金運用収益	24,264
(うち貸出金利息)	(19,710)
(うち有価証券利息配当金)	(2,750)
役員取引等収益	5,745
その他業務収益	1,450
その他経常収益	4,495
経常費用	24,400
資金調達費用	4,408
(うち預金利息)	(4,324)
役員取引等費用	2,815
その他業務費用	91
営業経費	14,949
その他経常費用	2,136
経常利益	11,555
特別利益	1,990
特別損失	44
税引前中間純利益	13,501
法人税、住民税及び事業税	5,202
法人税等調整額	299
中間純利益	7,999

- (注)
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
  2. 1株当たり中間純利益金額 11,427円 16銭
  3. 「その他経常収益」には、買取債権回収益 3,300百万円を含んでおります。
  4. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,982百万円を含んでおります。
  5. 特別利益は、貸倒引当金取崩益 965百万円、償却債権取立益 939百万円及び固定資産処分益 85百万円であります。
  6. 特別損失には、固定資産処分損 32百万円及び減損損失 7百万円を含んでおります。

## 中間連結貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	108,138	預金	1,414,196
コールローン	8,810	外国為替	3
買入金銭債権	45,779	社債	23,000
商品有価証券	6	その他負債	39,892
金銭の信託	3,643	賞与引当金	1,126
有価証券	296,682	役員賞与引当金	708
貸出金	1,088,095	負ののれん	162
外国為替	384	支払承諾	2,193
その他資産	15,251	負債の部合計	1,481,282
有形固定資産	11,445	(純資産の部)	
無形固定資産	5,028	資本金	21,000
繰延税金資産	13,314	資本剰余金	19,000
支払承諾見返	2,193	利益剰余金	56,100
貸倒引当金	△23,570	株主資本合計	96,100
		その他有価証券評価差額金	△164
		繰延ヘッジ損益	△2,016
		評価・換算差額等合計	△2,180
		純資産の部合計	93,920
資産の部合計	1,575,203	負債及び純資産の部合計	1,575,203

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8年～50年

動産：2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。

7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。
9. 外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び下記19.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,591百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額 3,530 百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,074 百万円、延滞債権額は 26,822 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)400百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。
18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,855百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,757百万円であります。
- なお、上記17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、76百万円であります。
- 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,223百万円であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、393百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産  |            |
| 有価証券        | 24,162 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |            |
| 預金          | 274 百万円    |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等40,481百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は2,241百万円であります。
24. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。
25. 1株当たりの純資産額 134,171円65銭
- 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2,880円44銭減少しております。
26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	483	1,015	531
債 券	160,271	159,811	△460
国 債	142,031	141,622	△409
地方債	609	602	△6
社 債	17,630	17,586	△43
その他	87,369	87,175	△348
合計	248,124	248,002	△277

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上したものは除いております。

なお、上記の評価差額から繰延税金資産 112 百万円を差し引いた額 △164 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	2,337
社債 (事業債)	44,602
その他の証券	1,739

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 141,384 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) が 109,405 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に (半年毎に) 予め定めている行内 (社内) 手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日) が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号) 別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日) により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 95,936 百万円であります。

- (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
  - (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
  - (6) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、負債の部の「負ののれん」に含めて表示しております。
30. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 9.27% (国内基準)

## 中間連結損益計算書

(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	36,629
資 金 運 用 収 益	24,735
(うち貸出金利息)	( 20,181 )
(うち有価証券利息配当金)	( 2,750 )
役 務 取 引 等 収 益	5,817
そ の 他 業 務 収 益	1,454
そ の 他 経 常 収 益	4,622
経 常 費 用	23,811
資 金 調 達 費 用	4,409
(うち預金利息)	( 4,323 )
役 務 取 引 等 費 用	1,437
そ の 他 業 務 費 用	91
営 業 経 費	15,026
そ の 他 経 常 費 用	2,846
経 常 利 益	12,818
特 別 利 益	1,025
特 別 損 失	45
税金等調整前中間純利益	13,797
法人税、住民税及び事業税	5,343
法人税等調整額	291
中 間 純 利 益	<u>8,162</u>

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たりの中間純利益金額 11,661円 32銭
  3. 「その他経常収益」には、買取債権回収益 3,300百万円を含んでおります。
  4. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,297百万円を含んでおります。
  5. 特別利益は、償却債権取立益 939百万円及び固定資産処分益 85百万円であります。
  6. 特別損失には、固定資産処分損 32百万円及び減損損失 7百万円を含んでおります。